

貞静学園短期大学保育学科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、貞静学園短期大学学則(以下「学則」という。)第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条の規程に基づき、授業科目の履修方法とその他必要な事項並びに教育実習、保育実習の受講資格を定めるものとする。

(授業の方法)

第2条 授業は、講義、演習もしくは実験、実習及び実技のいずれか又はこれらの併用により行う。

(履修授業科目)

第3条 履修すべき授業科目の種類及び単位数は、学則の別表に定める授業科目及び単位数とする。

- 2 卒業要件を満たす修得単位数については、学則別表1のとおりとする。
- 3 各学期に履修する授業科目、単位数及び担当教員は、毎学期授業開始前ガイドラインにて公表する。

(履修の登録)

第4条 学生は、前期及び後期ごとに、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

- 2 履修の登録は、学内情報システムにより届け出を行うものとする。
- 3 前項の規定により履修登録した授業科目の変更又は取り消しは、履修登録後の所定期日以降は原則として認めないものとする。
- 4 単位を修得した科目を再び履修することはできない。
- 5 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修登録をすることはできない。
- 6 学長は、教育上の配慮から、各年次の各学期に履修登録しようとする単位数の上限を50単位とする。

(単位の認定)

第5条 授業の単位の認定は、試験をもって行い、試験の合格者に所定の単位を与える。

- 2 卒業研究については、必要な学修等を評価して単位を与える。

(定時試験)

第6条 定時試験は、原則として授業科目の授業が終了する学期末に一定の期間を定めて行うものとする。

- 2 定時試験は、筆記試験その他の方法により行うものとし、試験開始前に日時等を公表する。
- 3 定時試験は、本規程第4条の手続きを経て履修登録し、その授業に3分の2以上出席

した授業科目について、受験することができる。

- 4 通年科目については、前後期に定時試験を実施し、各期ごとに3分の2以上出席した授業科目について、受験することができる。但し、状況によりこの限りではない。

(追試験)

第7条 病気、灾害、交通機関の延着、その他やむを得ない理由により前条の定期試験を受験できなかった場合は、追試験を受けることができる。

- 2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、授業科目担当教員の承諾を得て、定期試験終了後7日以内に追試験願(様式第1号)に理由を証明する資料を添付して学長に提出しなければならない。

(再試験)

第8条 定期試験又は追試験において、評価Dで不合格となった者については、科目責任者等の承認を得て1回に限り再試験を受けることができる。

- 2 前項の規程により再試験を受けようとする者は、授業科目担当教員の承諾を得て、定められた期日までに再試験願(様式第2号)に再試験料を添えて学長に提出しなければならない。

(臨時試験)

第9条 担当教員が必要と認めたときに臨時試験を適宜行うことができる。

- 2 臨時試験は、定期試験に代えることができる。

(成績の評価)

第10条 学則第13条に規定する成績の評価は、授業科目担当教員が試験、平常点、レポートその他を総合して、次の基準により行うものとする。

判 定	合 格				不 合 格
評 価	S	A	B	C	D
評 点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59～0点

(不正行為)

第11条 試験において不正行為があったときには、当該学期の全授業科目の履修を無効とする。

(卒業認定)

第12条 本学に2年以上在学し、卒業必要単位66単位を修得した者に学長は卒業認定を与

える。

(再履修)

第13条 前条の規定により卒業できなかった者は、修得を要する科目に関して教授会の議を経て学長が履修を許可する。

(開講科目)

第14条 履修学生数が10名に満たない場合は、その授業科目は開講とならない。但し、状況によってはこの限りではない。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年2月21日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。